

平成27年12月11日

学 生 各 位

学 生 課

東日本大震災による被災者にかかる授業料等の取扱いについて

本学では、東日本大震災の被災者に対し、審査のうえ授業料及び入学料に対する経済支援を実施します。申請を希望する者は「入学料及び前期分授業料免除等申請手続き」に基づき申請手続きを行ってください。

記

平成23年3月11日現在 主たる家計支持者の現住所が被災地域（平成23年3月17日現在で災害救助法が適用されている市町村のうち東京都を除いた地域*）にあり、かつ、次の①～③のいずれかに該当する者

*災害救助法が適用されている地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県

- ①主たる家計支持者の自宅が全半壊した者
- ②主たる家計支持者が死亡した者
- ③主たる家計支持者の自宅が、福島第一原子力発電所の事故により、災害対策基本法に基づく警戒地域、又は原子力災害対策特別措置法に基づく計画的避難区域にある者

揭示期限 平成28年3月7日